

地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分について

- 専 決 処 分 日 令和8年1月23日
- 専決処分の内容 予算1件（令和7年度埼玉県一般会計補正予算（第7号））

1月23日の衆議院の解散に伴い、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の管理執行に係る経費が必要となったため、補正予算を編成した。

【補正予算の内容】

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の管理執行

(参 考)

地方自治法第179条第1項

（前略）普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、（中略）当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。（後略）

1 補正予算額

区分	補正前	補正額	計
一般会計(第7号)	2兆3,325億3,781万6千円	42億6,784万7千円	2兆3,368億566万3千円
特別会計	1兆2,476億113万1千円	—	1兆2,476億113万1千円
公営企業会計	2,391億7,767万円	—	2,391億7,767万円
合計	3兆8,193億1,661万7千円	42億6,784万7千円	3兆8,235億8,446万4千円

2 補正予算の財源内訳(一般会計)

歳出	財源内訳
	国庫支出金(*)
42億6,784万7千円	42億6,784万7千円

* 国庫支出金の内訳

- | | |
|------------------|--------------|
| ・衆議院議員選挙委託金 | 42億1,871万4千円 |
| ・最高裁判所裁判官国民審査委託金 | 4,913万3千円 |

3 補正予算の内容

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の管理執行	42億6,784万7千円
-----------------------------	--------------

(1) 衆議院議員総選挙に係る経費

ア 県事務費(選挙公報発行経費等)	8億8,700万3千円
イ 市町村交付金(投票所経費等)	33億3,171万1千円 【企画財政部】

(2) 最高裁判所裁判官国民審査に係る経費

4,913万3千円 【企画財政部】
